

西藤山台運動交流ひろば ご利用にあたって

西藤山台運動交流ひろばのコンセプト

ごちゃまぜエリアで空間を楽しみに変える「みんなの居場所」
 この施設はみんなのひろば（居場所）です。
 お互いに声を掛け、相手のことを思いやり
 気持ち良く利用しましょう！

問い合わせ先/受付先

場 所 西藤山台運動交流ひろば（体育館前の事務所）

住 所 春日井市藤山台 5-8

受付時間 9時～18時00分

休館日 毎週月曜日

月曜日が祝日の場合は火曜日

年末年始(原則 12/29～1/3)

電話番号 0568-27-6520

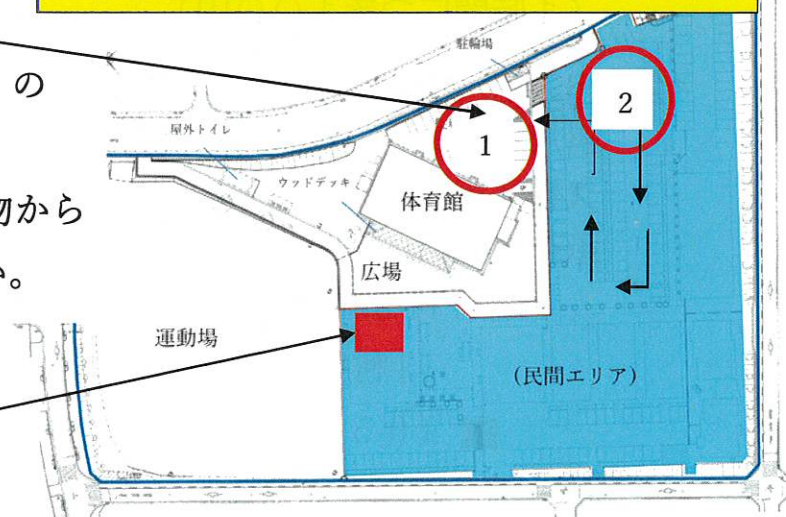
- ・電話での予約はできません。
- ・利用料金のお支払いは 18:00 までに!
- ・当日の夜間ご利用の予約はできません。
- ・前日及び当日の web からの予約はできません。
事務所にて受付いたします。
- ・利用日 30 日前からの利用料未払いの
予約キャンセルは電話ではできません。
事務所までおいでください。
- ・中学生以下の施設登録はできなくなりました。

※駐車場

体育館・運動場ご利用の方は1の
 駐車場に駐車して下さい。

満車の場合は2の駐車場の建物から
 遠い場所から駐車してください。

※受付事務所（まちづくり部）



体育館利用上の注意

- 1 利用時間内に複数の種目で利用する場合、種目ごとの利用料金の違いや備品等の管理上、事前に受付係にご相談ください。
- 2 体育館利用者の安全と施設の適正管理を確保するため、館内外の状況をカメラでモニターすることをご理解ください。
- 3 体育館利用時に音響設備等の使用を伴う場合は、事前にご相談ください。
- 4 水分補給は可能となりますが、施設内での食事・飲酒は一切できません。
- 5 体育館の多目的スペース、会議室には、入らないでください。
- 6 体育館の利用は、利用時間に準備及び後片付けを含んでおりますので、利用時間を超過しないように時間厳守をお願いします。
- 7 体育館の利用後は、使用した備品(ポール等)を戻し、備え付けのモップで清掃し、ごみは持ち帰ってください。
- 8 体育館シューズ(上靴)のまま絶対に外へ出ないで下さい。
(ウッドデッキの外用スリッパご利用ください)
- 9 体育館内の備品(机、イス等)は、器具庫Cにある物は使用できます。
- 10 施設の利用申請及び使用料金の支払いは、火～日午前9時00分から午後6時00分までの受付となります。
- 11 電源を使用される場合は別途申込してください。
(1時間につき100円)
- 12 出入口、お手洗い等は利用者の共有スペースとなっております。専用の通路がないため、正面(出入口)からみて奥のコート(AB)や多目的スペースを使用されている方がコート脇を通行される場合がございます。ご了承ください。

「利用開始前」は事務所まで許可証をお持ちください。

「利用終了後」は事務所へ直接声をかけて頂くか

 (0568) 27-6520までご連絡をお願いします。

会議室及び多目的スペース利用上の注意

- 1 迷惑となる行為(大きな声の会話、子供の奇声など)は、慎んでください。
- 2 水分補給は可能となりますが、施設内での食事・飲酒は一切できません。
- 3 施設の利用定員を守ってください。(会議室 18名・多目的 30名)
- 4 施設の利用は、利用時間に準備及び後片付けを含んでおりますので、時間厳守でお願いします。
- 5 ごみは、持ち帰ってください。
- 6 施設の利用申請及び使用料金の支払いは、火～日午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの受付となります。
- 7 電源を使用される場合は別途申込してください。

(1時間につき100円)

「利用開始前」は事務所まで許可証をお持ちください。

「利用終了後」は事務所へ直接声をかけて頂くか

 (0568) 27-6520までご連絡をお願いします。

以上のすべての施設利用予約について以下の通りとなります。

取り消し・変更をする場合、利用日の30日前までに行わないと料金の還付額が減額されます。料金の還付額の詳細は以下の通りです。

- 利用日の30日前までに取り消し又は変更の申請があった場合 100分の100
- 利用日の20日前までに取り消し又は変更の申請があった場合 100分の70
- 利用日の10日前までに取り消し又は変更の申請があった場合 100分の30
(春日井市西藤山台運動交流ひろば条例施行規則 第15条に基づく)

その他注意事項

- * 予約時間前の入場はご遠慮ください。
- * 利用終了時間内に退出できるよう後片付け、清掃等
お願いします。
- * 利用予定日が過ぎた時点で、ご連絡なく利用料金を納めずにキャンセルされた場合は、次回から抽選や予約申込みができなくなる場合があります。
30日以上前の予約および利用料金お支払いを推奨致します。

* みなさまに公平にご利用いただけるよう
極力キャンセルなきようご予定ください。

運動場・ひろば利用上の注意

- 1 利用時間内に複数の種目で利用する場合、種目ごとの利用料金の違いや備品等の管理上、事前に受付係にご相談ください。
- 2 運動場・ひろばの安全と施設の適正管理を確保するため、状況をカメラでモニターすることをご理解ください。
- 3 運動場・ひろば利用時に音響設備等の使用を伴う場合は、事前にご相談ください。
- 4 運動場・ひろばでの飲食は可能ですが、飲食後は元どおりにきれいにしてください。なお、運動場・ひろばでの飲酒は一切できません。
- 5 運動場・ひろばの利用は、利用時間に準備及び後片付けを含んでおりますので、利用時間を超過しないように時間厳守でお願いします。
- 6 運動場・ひろばの利用後は、使用した備品(トンボ等)を戻し、清掃後ごみは持ち帰ってください。
- 7 借用以外の備品は、使用しないでください。
- 8 施設の利用申請及び使用料金の支払いは、火～日午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの受付となります。
- 9 電源を使用される場合は別途申込してください。

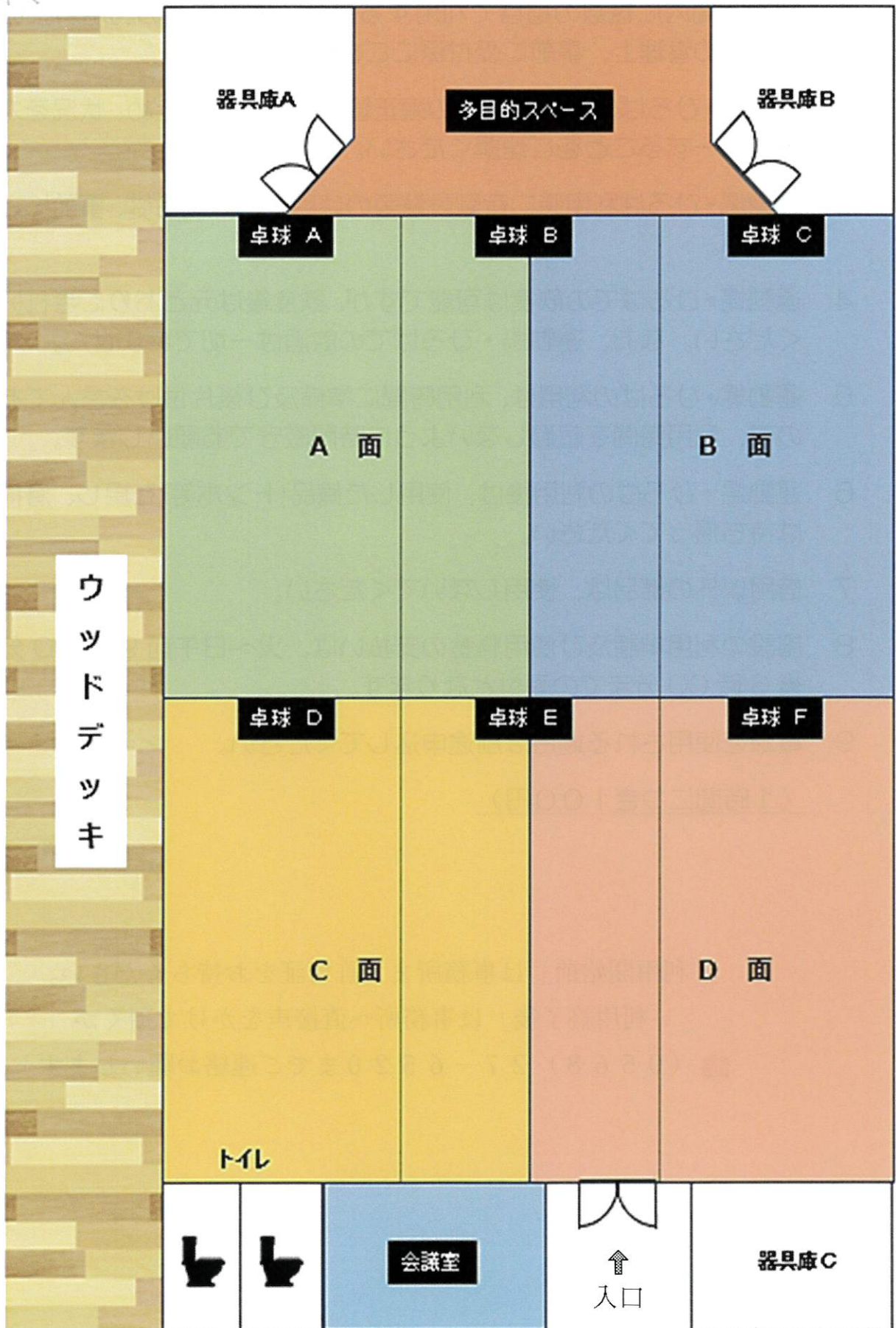
(1時間につき100円)

「利用開始前」は事務所まで許可証をお持ちください。

「利用終了後」は事務所へ直接声をかけて頂くか

 (0568) 27-6520までご連絡をお願いします。

西藤山台運動公園交流ひろば体育館 施設図



西藤山台運動交流ひろば 施設料金表

春日井市西藤山台運動交流ひろば条例

(使用料)

第11条 施設利用者は、別表に定める使用料を利用の日までに納付しなければならない。

- 2 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。
- 3 納付された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 第14条第1項第3号の規定により市長が交流ひろばの施設等の利用の許可を取り消し、又は中止を命じたとき。
 - (2) 災害その他施設利用者の責めに帰さない理由により交流ひろばの施設等を利用できなくなったとき。
 - (3) 施設利用者が利用の日の10日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出た場合において相当の理由があると市長が認めるとき。

別表 (第11条関係)

1 体育館

施設名	区分	単位	金額
アリーナ	体育の用に供する場合	全部利用	1時間につき 800円
		2分の1の面積を 1単位とする利用	1時間につき 400円
		4分の1の面積を 1単位とする利用	1時間につき 200円
		卓球	1台1時間につき 100円
	体育の用に供しない場合	1時間につき 5,000円	
会議室		1時間につき	200円
多目的スペース	体育の用に供する場合	1時間につき	100円
	体育の用に供しない場合	1時間につき	400円

備考

- 1 単位時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、超過又は繰上時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表に定める使用額を徴収する。
- 2 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。

2 運動場、広場及び駐車場その他センターの敷地

	区分	単位	金額
占有する場合	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル1日につき	41円
行為をする場合	募金又は業として写真の撮影を行う場合	1日につき	200円
	業として映画の撮影を行う場合	1日につき	2,060円
	興行を行う場合	1平方メートル1日につき	77円
	展示会その他これに類する催しを行う場合	1平方メートル1日につき	3円

備考

- 1 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 2 面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとみなして計算する。

西藤山台運動交流ひろば抽選&予約方法

西藤山台運動交流ひろばの抽選予約申込みは、インターネットを利用した「**あいち共同利用型施設予約システム**」からとなっています。
予約申込み方法の詳細につきましては、次のとおりです。

- ◆「抽選はあいち共同利用型施設予約のシステムにより**抽選**で行います。
- ※「システムで抽選・予約申込みを行うには、**利用者ID登録の取得（ご自分のスマホまたはPC等から）と施設利用可能登録（西藤事務所）**が必要です。
- なお、施設の空き状況の確認は、どなたでもシステムから確認することができます。

システム抽選について

- ① あいち共同システム内の、「抽選申込み」から行います。
- ② **申込は8件まで**可能です。**当選は0～6件**となります。
- ※ 時間、広さは関係ありません
- ③ 「申込み期間は、利用したい月の2か月前（以下「抽選月」とします。）の**1日から7日までの間にシステムの「抽選の申込み」**から入力します。
※例：6月利用の場合、4月1～7日
- ④ 8日以降にシステムで自動に抽選いたします。
- ⑤ 「抽選結果は、抽選月の11日午前0時以降、システムで確認できます。
その後、**13日までに当選した時間、場所の確認**をお願いいたします。
※**確認がない場合は、自動で14日以降落選**となります。
- ⑥ 当選者は、お早めに西藤山台運動交流事務所で「体育館利用許可申請書」、施設使用料の納付（現金、各種対応）、「体育館利用許可書」の交付（以下「申請手続き」とします。）を受けてください。
（利用しない場合は、システムで早急に取消を行ってください。）
抽選後の空き施設の予約開始は 15日9時から先着順に申し込みできます。

・各期間の名称と日にち、期間の説明（西藤山台運動交流ひろば）

期間名	日にち	説明
★申込期間	1～7日	2か月先の取りたい施設、日にち、時間を申込する期間
抽選期間	8～10日	申込期間に申込みがあった部分の抽選期間
お知らせ	11日：7時	メール登録の方：当落のお知らせ
★確認期間	11～13日	申込者が抽選結果を確認する期間 ※システム内で「確認」をしないと 申込がすべて無効になります
振替日	14日	システム側で作業が行われる日
一般公開	15日 9時～	一般公開をする日 (予約システムより先着順に予約が可能となる日)

★：利用者に関する期間

例：4月に6月の抽選申し込みをする場合

- ① 4月1～7日の間に6月の予約をしたい日や施設を申込
- ② 11～13日の間にあいち共同利用型施設システムで当落選を確認
- ③ 許可書発行の申請や利用料のお支払いの手続きを事務所で行い、許可書をもらう

・注意点

- ① 取り消し・変更をする場合、利用日の30日前までに行わないと料金の還付額が減額します。

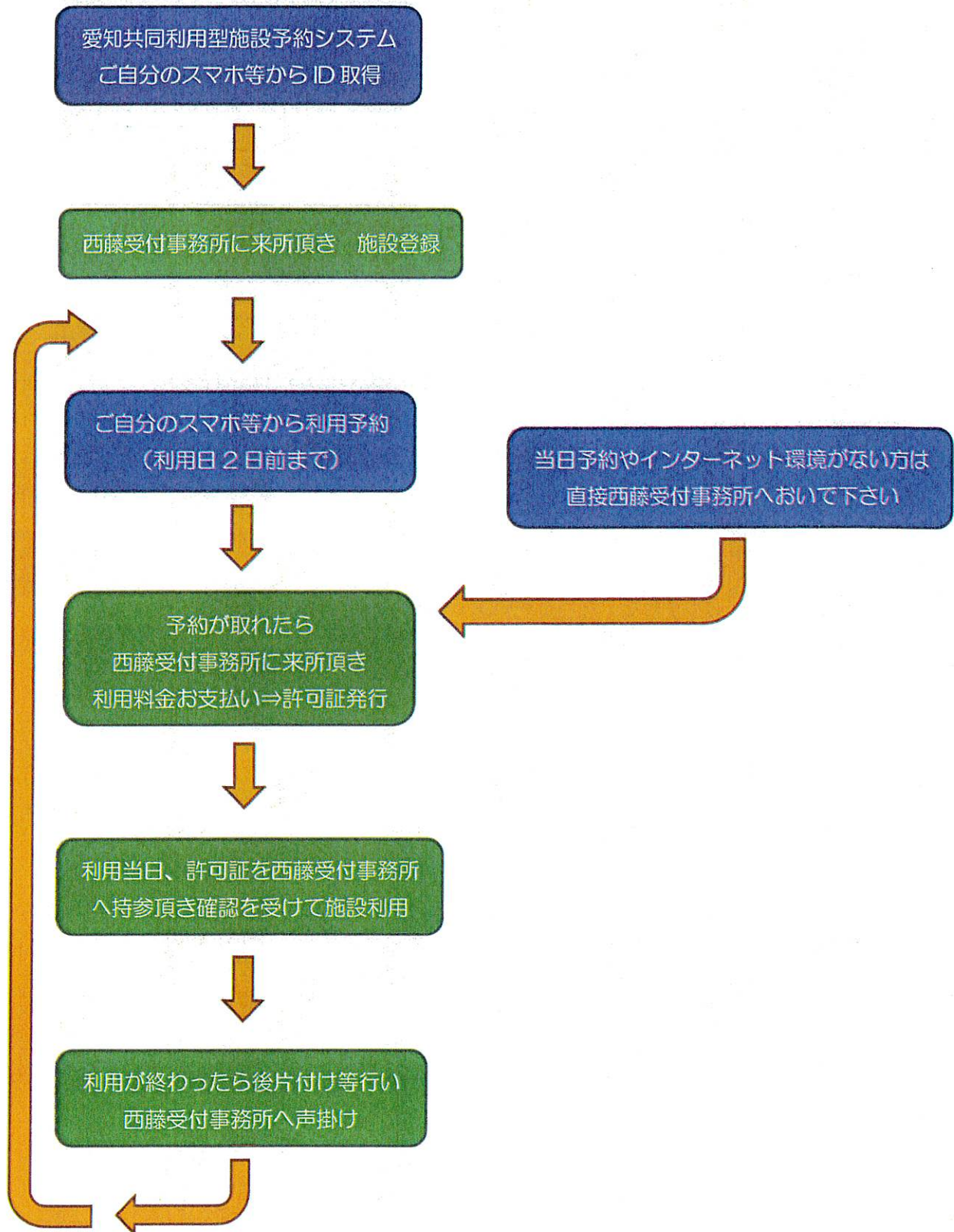
料金の還付額の詳細は以下の通りです。

- ・ 利用日の30日前までに取り消し又は変更の申請があった場合 100分の100
- ・ 利用日の20日前までに取り消し又は変更の申請があった場合 100分の70
- ・ 利用日の10日前までに取り消し又は変更の申請があった場合 100分の30

- ② 許可書発行の申請や利用料のお支払いがない場合、次回の予約・抽選申込ができない可能性があります。

***市民の皆様に公平にご利用いただくため
極力キャンセルなきようご予定ください。**

おおまかな ご利用の流れ



18時以降の

- 体育館利用料等のお支払いはできません
- 新規の当日夜間利用の受付できません
- 施設登録や予約等のシステム業務は
できません

恐れ入りますが開館日の9～18時に
お願い致します

